

特許庁編

工業所有権法

(産業財産権法)

逐条解説

〔第21版〕

発明推進協会

凡例

△収録した法律

第三一回国会で成立した特許法、特許法施行法、実用新案法、実用新案法施行法、意匠法、意匠法施行法、商標法及び商標法施行法の八法、第八四回国会で成立した特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律並びに第一一八回国会で成立した工業所有権に関する手続等の特例に関する法律を一条ごとに区切り、必要に応じて「旧法との関係」〔趣旨〕〔字句の解釈〕〔参考〕の欄を設けた。

△旧法との関係

特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の説明には「旧法との関係」の欄を設け、現行法の条文と比較対照すべき旧法、旧施行規則の条文数を示した。該当する条文がない場合には、「該当条文なし」とした。

△趣旨

現行法の条文の内容を概略的に説明した。実用新案法、実用新案法施行法、意匠法、意匠法施行法、商標法、商標法施行法の条文のうち、特許法、特許法施行法と同一趣旨であるものについては、説明を省略し、参照すべき特許法、特許法施行法の条文数を示した。

△字句の解釈

現行法の条文のうち、特に説明を必要とすると思われる字句がある場合には、その字句を「」内に示し、解説した。一つの条文に二以上の字句の解釈がある場合には「」の上部に1、2、3……と番号を付した。

△参考

現行法の条文と関連する重要な事項であつて参考となるものがある場合には、その内容を「」内に示し、解説した。一つの条文に二以上の参考がある場合には、「」の上部に1、2、3……と番号を付した。

△準用条文の表示等

昭和五一年の改訂版より、特許庁編「工業所有権法令集」（発明協会発行）に従い、特許法の規定が準用される場合は、その旨を表わす〔〕、〔意〕、〔商〕の符号をつけ、さらに、条文中に他の条文を準用しているときは、文字を小さくして、準用される条文の内容「」内に示した。

また、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律については、「沿革略記、目次」で改丁し、「各章、附則」で改貢にした。

△法令名略語

民 法
民事訴訟法

民 訴

特許法

特許法施行法

特許法施行令

特許法施行規則

实用新案法

意匠法

商標法

工業所有権に関する手続等の特例

特許協力条約に関する法律

特許協力条約に基づく国際出願等

特許協力条約に関する法律施行令

特許協力条約に基づく国際出願等

特許協力条約に関する法律施行規則

特許協力条約に基づく国際出願等

特許協力条約に関する法律施行規則

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

G I 法

特（ただし、特許法の中においては単に条文数のみを書く）

特施

特施令（ただし、特許法の中においては単に施令とのみ書く）

特施規（ただし、特許法の中においては単に施規とのみ書く）

実（）の他の点は特許法関係法令に準ずる）

意（）〃（）

商（）〃（）

特例法（）〃（）

国際出願（ただし、国際出願等に関する法律の中においては単に条文数のみを書く）

国際出願令（ただし、国際出願等に関する法律の中においては単に令とのみ書く）

国際出願施規（ただし、国際出願等に関する法律の中においては単に施規とのみ書く）

環太平洋パートナーシップ協定の

締結及び環太平洋パートナーシ

ップに関する包括的及び先進的
な協定の締結に伴う関係法律の

整備に関する法律

千九百七十年六月十九日にワシン

トンで作成された特許協力条約

特許協力条約に基づく規則

知的所有権の貿易関連の側面に関

する協定

マドリッド協定議定書

議定書

国際登録に関するハーグ協定のジ

ュネーブ改正協定

ジュネーブ改正協定

特許法条約

特許法条約に基づく規則

商標法に関するシンガポール条約

P L T 規則

S T L T

商標法に関するシンガポール条約

に基づく規則

S T L T 規則

T P P 担保法

四

次

改訂にあたつて

凡序	特許法	説例
実用新案法	九一五	
意匠法	一二〇五	
商標法	一四六五	
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	一一〇一九	
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律	一一五五	
付録(手数料金表)	一一三一	